

産業構造審議会 知的財産政策部会
弁理士制度小委員会(仮称)の設置について(案)

1. 設置趣旨

弁理士法については、平成 12 年に全面改正が行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行されたところである。

同法附則第 13 条では、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」として、施行後 5 年経過時点で見直しを規定している。

このため、改正弁理士法の施行状況に関し、幅広い観点から検討を行う必要があるため、産業構造審議会運営規程第 13 条第 1 項の規定に基づき産業構造審議会知的財産政策部会の下に「弁理士制度小委員会(仮称)」を設置することとする。

2. 委員構成(案)

(1) 社団法人日本経済団体連合会	1 名	
(2) 日本知的財産協会	1 名	
(3) 日本商工会議所	1 名	
(4) T L O (技術移転機関)	1 名	
(5) 日本弁理士会	2 名	
(6) 日本弁護士会連合会	1 名	
(7) 裁判所関係者	1 名	
(8) マスコミ関係者	1 名	
(9) 大学教授等	3 名	計 12 名程度を予定

3. 検討スケジュール

- (1) 平成 18 年 4 月より、隔月 1 回程度開催。
- (2) 平成 18 年 12 月頃、報告書とりまとめ予定。

4. 主な検討項目

- (1) 弁理士資格付与の在り方(研修制度の在り方含む)
- (2) 弁理士試験科目及び免除対象
- (3) 業務範囲
- (4) 業務を行い得ない事件
- (5) 特許業務法人制度
- (6) 弁理士情報の公開 等

弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （略）

（略）

（検討）

第 13 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業構造審議会運営規程（抄）

第 13 条 分科会（部会に置かれる小委員会にあっては、部会。）は、その議決をもって小委員会その他の機関（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

2 小委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長（部会に置かれる小委員会等にあっては部会長。次項において同じ。）が指名する。

3～9 （略）